

あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋 田 市 役 所
編集兼 中 島 修
発行人

印刷人 三 戸 俊 彦
秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所

目 次

条 例

- 秋田市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例（第43号）…………… 2
- 秋田市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（第44号）…………… 2
- 秋田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（第45号）… 2
- 秋田市知的障害者デイサービスセンター条例の一部を改正する条例（第46号）…………… 2
- 秋田市老人福祉センター条例の一部を改正する条例（第47号）…………… 3
- 秋田市御所野交流センター条例の一部を改正する条例（第48号）…………… 3
- 秋田市老人いこいの家設置条例の一部を改正する条例（第49号）…………… 3
- 秋田市雄和農林漁家高齢者センター条例の一部を改正する条例（第50号）…………… 4
- 秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（第51号）…………… 4
- 秋田市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例（第52号）…………… 5
- 秋田市都市公園条例の一部を改正する条例（第53号）…………… 5
- 秋田市消防本部および消防署設置条例等の一部を改正する条例（第54号）…………… 5
- 秋田市手数料条例の一部を改正する条例（第55号）…………… 6
- 市立秋田総合病院使用料および手数料条例の一部を改正する条例（第56号）…………… 6

規 則

- 秋田市助産施設負担金徴収規則の一部を改正する規則（第51号）…………… 6
- 秋田市行政組織規則の一部を改正する規則（第52号）…………… 6
- 秋田市知的障害者デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則（第53号）…………… 6
- 秋田市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則（第54号）…………… 6
- 秋田市御所野交流センター条例施行規則の一部を改正する規則（第55号）…………… 7
- 秋田市老人いこいの家管理規則の一部を改正する規則（第56号）…………… 7
- 秋田市雄和農林漁家高齢者センター条例施行規則の一部を改正する規則（第57号）…………… 7
- 秋田市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則（第58

- 号）…………… 8
- 身体障害者福祉法による費用の負担命令および徴収に関する規則等の一部を改正する等の規則（第59号）……………11

訓 令

- 秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令（第15号）……………13
- 秋田市公印規程の一部を改正する訓令（第16号）……………13

消 防 本 部 訓 令

- 秋田市消防本部等処務規程の一部を改正する訓令（第2号）……………14

告 示

- 現金取扱員への再委任について（第222号）……………14
- 出納員への委任について（第223号）……………14
- 市議会定例会の招集について（第224号）……………14
- 交付要求通知書の公示送達について（第225号）……………14
- 放置自転車等の撤去および保管について（第226号）……………15
- 住民票の職権消除について（第227号）……………15
- 納税通知書の公示送達について（第228号）……………15
- 結核予防法による医療機関の指定について（第229号）……………15
- 交付要求通知書の公示送達について（第230号）……………16
- 介護保険料納入通知書および介護保険料督促状の公示送達について（第231号）……………16
- 放置自転車等の撤去および保管について（第232号）……………16
- 住民票の職権消除について（第233号）……………16
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定について（第234号）……………17
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第235号）……………17
- 生活保護法による介護機関の指定等について（第236号）……………17
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第237号）……………17

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第14号）……………18

選 管 告 示

- 選挙人名簿からの抹消について（第19号）……………18
- 選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第20号）……………18
- 投票区の区域の一部の変更について（第21号）……………18

農 委 告 示

- 農業委員会の招集について（第11号）……………18

上下水道局告示

- 公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第67号）
.....18
- 公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第68号）
.....19
- 指定給水装置工事業者の指定について（第69号）.....19
- 指定給水装置工事業者の廃止について（第70号）.....19
- 指定給水装置工事業者の指定について（第71号）.....19
- 指定排水設備工事業者の指定について（第72号）.....19
- 指定給水装置工事業者の廃止について（第73号）.....19

公 告

- 特定農用地利用規程の認定について.....20
- 農用地利用規程の認定について.....20
- 農用地利用規程の認定について.....20
- 都市計画の変更について.....20
- 土地区画整理事業の終了の認可について.....20
- 土地区画整理事業の終了の認可について.....20
- 入札参加希望者の公募について.....21
- 都市公園の新設について.....22
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出の関係書類の縦覧について.....22
- 開発行為に関する工事の完了について.....22
- 緑地協定の認可について.....22
- 秋田農業振興地域整備計画の変更について.....22
- 三種混合、麻しん風しんおよび日本脳炎の予防接種について
.....23
- 農用地利用集積計画の策定について.....23
- 放置自転車等の撤去および保管について.....23
- 入札参加希望者の公募について.....23
- 秋田県収用委員会からの公示送達について.....24

上下水道局公告

- 一般競争入札の実施について.....24
- 入札参加希望者の公募について.....25

条 例

秋田市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年9月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第43号

秋田市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

秋田市議会議員の定数を定める条例（平成13年秋田市条例第39号）の一部を次のように改正する。

本則中「46人」を「42人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

秋田市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年9月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第44号

秋田市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

秋田市自転車等駐車場条例（平成元年秋田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号ア中「および秋田駅東自転車等駐車場」を削り、同号に次のように加える。

ウ 秋田駅東自転車等駐車場 午前5時から翌日の午前零時30分まで

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

秋田市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年9月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第45号

秋田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険条例（昭和34年秋田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「30万円」を「35万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市国民健康保険条例第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に出産した者から適用し、同日前に出産した者については、なお従前の例による。

秋田市知的障害者デイサービスセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年9月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第46号

秋田市知的障害者デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

秋田市知的障害者デイサービスセンター条例（平成8年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田市障害福祉サービスセンター条例

第1条中「知的障害者に」を「障害者に」に、「秋田市知的障害者デイサービスセンター」を「秋田市障害福祉サービスセンター」に改める。

第2条の表中「秋田市知的障害者デイサービスセンター」を「秋田市障害福祉サービスセンター」に改める。

第3条中「行うものとする」を「行うことができる」に改める。

第4条第1号中「附則第8条第1項第6号の障害者デイサービス（以下「障害者デイサービス」を「第5条第1項に規定する障害福祉サービス（同条第5項に規定する療養介護および同条第11項に規定する施設入所支援を除く。以下「障害福祉サービス」に、「の介護給付費（以下「介護給付費」を「又は第30条第1項の規定による法第19条第1項に規定する介護給付費等（以下「介護給付費等」に改め、同条第2号中「知的障害者で、障害者デイサービス」を「障害者で、障害福祉サービス」に、「介護給付費」を

「介護給付費等」に改め、同条第3号を削る。

第6条第2項を次のように改める。

- 2 利用料金は、法第29条第3項又は第30条第2項の規定による厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該障害福祉サービスに要した費用（法第29条第1項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に障害福祉サービスに要した費用の額）の範囲内とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。
（経過措置）

- 2 改正後の秋田市障害福祉サービスセンター条例第6条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金から適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

秋田市老人福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年9月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第47号

秋田市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

秋田市老人福祉センター条例（平成3年秋田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第10条を第13条とし、第9条の次に次の3条を加える。

（指定管理者）

- 第10条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、センターの管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

（指定管理者が行う管理の基準）

- 第11条 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、開館時間および休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、センターの管理を行わなければならない。

（指定管理者が行う業務）

- 第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) センターの使用の許可に関すること。
- (3) センターの使用の制限および停止ならびに使用の許可の取消しに関すること。
- (4) センターの施設、附属設備等の維持管理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理運営上必要と認める業務

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

秋田市御所野交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年9月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第48号

秋田市御所野交流センター条例の一部を改正する条例

秋田市御所野交流センター条例（平成9年秋田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第10条を第13条とし、第9条の次に次の3条を加える。

（指定管理者）

- 第10条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、センターの管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

（指定管理者が行う管理の基準）

- 第11条 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、開館時間および休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、センターの管理を行わなければならない。

（指定管理者が行う業務）

- 第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) センターの使用の許可に関すること。
- (3) センターの使用の制限および停止ならびに使用の許可の取消しに関すること。
- (4) センターの施設、附属設備等の維持管理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理運営上必要と認める業務

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

秋田市老人いこいの家設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年9月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第49号

秋田市老人いこいの家設置条例の一部を改正する条例

秋田市老人いこいの家設置条例（昭和47年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田市老人いこいの家条例

第1条の表秋田市飯島老人いこいの家の項中「秋田市飯島字堀川84番地の131の内」を「秋田市飯島字堀川84番地191」に改める。

第3条中「別に」を「規則で」に改め、同条を第12条とし、第2条の次に次の9条を加える。

（使用者の範囲）

- 第3条 次の各号に掲げるいこいの家を使用することができる者は、当該各号に定める者とする。ただし、市長が特に使用を認める者については、この限りでない。

- (1) 秋田市八橋老人いこいの家および秋田市飯島老人いこいの家 市内に居住する60歳以上の者
- (2) 秋田市大森山老人と子どもの家 市内に居住する60歳以上の者および義務教育終了前の者

（使用の許可）

- 第4条 いこいの家を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可には、いこいの家の管理上必要な条件を付することができる。

（使用の制限等）

- 第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、いこいの家の使用を制限し、もしくは停止し、又は使用の許可を取り消し、もしくは使用を許可しないことができる。

- (1) 管理上支障があるとき。

- (2) 使用の許可条件に違反したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が使用させることを不適当と認めるとき。
- (目的外使用等の禁止)

第6条 いこいの家の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外にいこいの家を使用し、又はその権利を譲渡し、もしくは転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第7条 使用者は、いこいの家の使用を終えたとき又は第5条の規定により使用を停止されたときもしくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに当該施設又はその附属設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第8条 使用者は、いこいの家の施設又はその附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(指定管理者)

第9条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、いこいの家の管理を指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第10条 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、開館時間および休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、いこいの家の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) いこいの家の使用の許可に関すること。
- (2) いこいの家の使用の制限および停止ならびに使用の許可の取消しに関すること。
- (3) いこいの家の施設、附属設備等の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がいこいの家の管理運営上必要と認める業務

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

秋田市雄和農林漁家高齢者センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年9月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第50号

秋田市雄和農林漁家高齢者センター条例の一部を改正する条例

秋田市雄和農林漁家高齢者センター条例(平成16年秋田市条例第89号)の一部を次のように改正する。

第6条を第11条とする。

第5条中「施設等」を「施設又はその附属設備」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の3条を加える。

(指定管理者)

第8条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、センターの管理を指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第9条 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、開館時間および休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、センターの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第10条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの使用の許可に関すること。
- (2) センターの使用の制限および停止ならびに使用の許可の取消しに関すること。
- (3) センターの施設、附属設備等の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理運営上必要と認める業務

第4条中「センターの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その」を「使用者は、センターの」に、「前条」を「第4条」に、「当該施設等」を「当該施設又はその附属設備」に改め、同条を第6条とする。

第3条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同条を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 使用の許可条件に違反したとき。

第3条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

(目的外使用等の禁止)

第5条 センターの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその権利を譲渡し、もしくは転貸してはならない。

第2条に次の1項を加える。

2 前項の許可には、センターの管理上必要な条件を付することができる。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(使用者の範囲)

第2条 センターを使用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に居住する60歳以上の者
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に使用を認める者
- 附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年9月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第51号

秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成10年秋田市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表第2 下新城の中野地区整備計画区域の項中

B 地区 (新規開 発地区)	次に掲げる建築物以外のもの (1) 法別表第2(イ)項第1号、第2号、第4号、第6号、第8号および 第9号に掲げる建築物(3戸建て以上の長屋を除く。) (2) 前号の建築物に附属するもの(政令第130条の5に定めるものを 除く。)			200平方 メートル	を
----------------------	---	--	--	---------------	---

B 地区 (新規開 発住宅地 区)	次に掲げる建築物以外のもの (1) 法別表第2(イ)項第1号、第2号、第4号、第6号、第8号および 第9号に掲げる建築物(3戸建て以上の長屋を除く。) (2) 前号の建築物に附属するもの(政令第130条の5に定めるものを 除く。)			200平方 メートル	に
C 地区 (新規開 発沿道地 区)	次に掲げる建築物以外のもの (1) 法別表第2(イ)項第1号、第2号、第3号、第4号、第6号、第8 号および第9号に掲げる建築物 (2) 法別表第2(ア)項第2号に掲げる建築物 (3) 前2号の建築物に附属するもの(政令第130条の5に定めるもの を除く。)				

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、
なお従前の例による。

秋田市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例をここに公
布する。

平成18年9月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第52号

秋田市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

秋田市特定公共賃貸住宅条例(平成16年秋田市条例第112号)
の一部を次のように改正する。

別表の1の表秋田市雄和糠塚一般特定住宅の項中「秋田市雄和
妙法字糠塚58番地1」を「秋田市雄和妙法字糠塚43番地7ほか」
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年9月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第53号

秋田市都市公園条例の一部を改正する条例

秋田市都市公園条例(昭和39年秋田市条例第35号)の一部を次
のように改正する。

別表第2に次のように加える。

北野田 公園	北野田 公園照 明設備	アリー ナ照明 設備	全点灯 の5分 の1点 灯1時 間につ き	120円	
		テニス コート 照明設 備	1面点 灯1時 間につ き	190円	1面点灯とは、 テニスコート 1面を照明す るために、8 灯を点灯する ことをいう。

附 則

この条例は、平成18年11月1日から施行する。

秋田市消防本部および消防署設置条例等の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成18年9月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第54号

秋田市消防本部および消防署設置条例等の一部を改正する
条例

(秋田市消防本部および消防署設置条例の一部改正)

第1条 秋田市消防本部および消防署設置条例(昭和38年秋田市
条例第34号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条」を「第10条第1項」に、「消防本部」を
「、消防本部」に改める。

(秋田市消防団員の定員および任免に関する条例の一部改正)

第2条 秋田市消防団員の定員および任免に関する条例(昭和40
年秋田市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条の2第2項および第15条の6第1項」を
「第19条第2項および第23条第1項」に、「ならびに」を「およ
び」に改める。

別記様式中「条例」を「、条例」に、「、公正」を「公正」

に、「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」
に改める。

(秋田市消防団の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 秋田市消防団の設置等に関する条例(平成16年秋田市条例第71号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条第1項」を「第18条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年9月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第55号

秋田市手数料条例の一部を改正する条例

秋田市手数料条例(平成12年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1第12号中「第11条第1項」を「第11条の2第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成18年11月1日から施行する。

市立秋田総合病院使用料および手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年9月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第56号

市立秋田総合病院使用料および手数料条例の一部を改正する条例

市立秋田総合病院使用料および手数料条例(昭和29年秋田市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準」を「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」に、「入院時食事療養費告示」を「入院時療養費告示」に改め、同条第2項中「入院時食事療養費告示」を「入院時療養費告示」に改める。

別表第1の備考の4中「厚生労働大臣の定める選定療養(平成18年厚生労働省告示第105号)第12号」を「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号)第2条第7号」に改める。

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

規 則

秋田市助産施設負担金徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年9月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第51号

秋田市助産施設負担金徴収規則の一部を改正する規則

秋田市助産施設負担金徴収規則(昭和63年秋田市規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表の備考の4の(1)のイ中「300,000円」を「350,000円」に改

める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年9月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第52号

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市行政組織規則(昭和56年秋田市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項障害福祉課の項第3号中「身体障害者福祉施設および知的障害者福祉施設」を「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に規定する障害者支援施設」に改め、同項第4号中「(平成17年法律第123号)に基づく」を「に基づく指定障害福祉サービス事業者および」に、「の指定」を「の指定等」に改め、同項第6号中「知的障害者デイサービスセンター」を「障害福祉サービスセンター」に改める。

第30条の12の見出しを「(障害福祉サービスセンターの分掌事務等)」に改め、同条中「秋田市知的障害者デイサービスセンター条例」を「秋田市障害福祉サービスセンター条例」に、「知的障害者デイサービスセンターは」を「障害福祉サービスセンターは」に改め、同条第1号中「障害者デイサービス事業」を「障害福祉サービス事業」に改め、同条第2号中「知的障害者デイサービスセンター」を「障害福祉サービスセンター」に改める。

第46条の5市民生活班の項中第4号および第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号から第38号までを2号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

秋田市知的障害者デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年9月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第53号

秋田市知的障害者デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市知的障害者デイサービスセンター条例施行規則(平成8年秋田市規則第6号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田市障害福祉サービスセンター条例施行規則

第1条中「秋田市知的障害者デイサービスセンター条例」を「秋田市障害福祉サービスセンター条例」に改める。

第2条中「秋田市知的障害者デイサービスセンター」を「秋田市障害福祉サービスセンター」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

秋田市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年9月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第54号

秋田市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市老人福祉センター条例施行規則（平成3年秋田市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第10条」を「第13条」に改める。

第2条ただし書および第3条ただし書中「ときは、」の次に「臨時に」を加える。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（指定管理者に管理を行わせる場合の開館時間等）

第5条 条例第10条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合のセンターの開館時間および休館日については、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、第2条に規定する開館時間もしくは第3条に規定する休館日を変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

秋田市御所野交流センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年9月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第55号

秋田市御所野交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市御所野交流センター条例施行規則（平成9年秋田市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第10条」を「第13条」に改める。

第2条ただし書および第3条ただし書中「ときは、」の次に「臨時に」を加える。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（指定管理者に管理を行わせる場合の開館時間等）

第5条 条例第10条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合のセンターの開館時間および休館日については、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、第2条に規定する開館時間もしくは第3条に規定する休館日を変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

秋田市老人いこいの家管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年9月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第56号

秋田市老人いこいの家管理規則の一部を改正する規則

秋田市老人いこいの家管理規則（昭和47年秋田市規則第17号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田市老人いこいの家条例施行規則

第1条中「秋田市老人いこいの家設置条例（昭和47年条例第17号）第3条」を「秋田市老人いこいの家条例（昭和47年秋田市条例第17号。以下「条例」という。）第12条」に、「秋田市老人いこいの家（以下「いこいの家」という。）の適正な運営をはかるた

め、管理について」を「条例の施行に関し」に改める。

第2条から第5条までを次のように改める。

（開館時間）

第2条 秋田市老人いこいの家（以下「いこいの家」という。）の開館時間は、午前9時から午後5時まで（11月1日から翌年の2月末日までの間は、午前10時から午後4時まで）とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

（休館日）

第3条 いこいの家の休館日は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の老人週間の期間を除き、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

(1) 月曜日（次号に掲げる日の翌日であるものを除く。）

(2) 毎月の第3日曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる日後においてその日に最も近い休日でない日

(4) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（使用許可申請）

第4条 条例第4条第1項の許可を受けようとする者は、使用しようとする最初の日の1月前から当日までに市長に申請しなければならない。

（指定管理者に管理を行わせる場合の開館時間等）

第5条 条例第9条の規定によりいこいの家の管理を指定管理者に行わせる場合のいこいの家の開館時間および休館日については、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、第2条に規定する開館時間もしくは第3条に規定する休館日を変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

第6条および第7条を削り、第8条を第6条とし、第9条を第7条とする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

秋田市雄和農林漁家高齢者センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年9月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第57号

秋田市雄和農林漁家高齢者センター条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市雄和農林漁家高齢者センター条例施行規則（平成16年秋田市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条」を「第11条」に改める。

第3条ただし書中「ときは、」の次に「臨時に」を加える。

第4条中「第2条」を「第3条第1項」に改める。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（指定管理者に管理を行わせる場合の開館時間等）

第5条 条例第8条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合のセンターの開館時間および休館日については、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、第2条に規定する開館時間もしくは第3条に規定する休館日を変更し、又は臨時の休館日を設けることが

できる。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

秋田市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年9月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第58号

秋田市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

秋田市障害者自立支援法施行細則（平成18年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「」、障害者自立支援法施行規則」を「。以下「政令」という。）および障害者自立支援法施行規則」に改め、「および障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第56号）」を削る。

第10条を第17条とし、第9条を第16条とする。

第8条中「掲げる法」の次に「、政令」を加え、同条の表を次のように改める。

番号	左 欄	右 欄
(1)	省令第7条第1項 および省令第34条 の3第1項	（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費）支給申 請書兼利用者負担額減額・免除 等申請書
(2)	政令第10条第3項	障害程度区分認定通知書
(3)	法第22条第1項お よび第8条	（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費）支給決 定通知書兼利用者負担額減額・ 免除等決定通知書
(4)	法第22条第1項お よび第8条	却下決定通知書
(5)	法第22条第5項	障害福祉サービス受給者証
(6)	省令第17条および 省令第34条の3第 4項	（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費）支給変 更申請書兼利用者負担額減額・ 免除等変更申請書
(7)	政令第13条	障害程度区分変更認定通知書
(8)	省令第18条第1項 および省令第34条 の5第1項	（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費）支給変 更決定通知書兼利用者負担額減 額・免除等変更決定通知書
(9)	法第25条第1項	支給決定取消通知書
(10)	省令第22条第1項	申請内容変更届出書
(11)	省令第23条第1項	受給者証再交付申請書
(12)	省令第31条第1項、 省令第34条の4第 1項および省令第 64条の3第1項	（特例介護給付費 特例訓練等 給付費 特例特定障害者特別給 付費 基準該当療養介護医療費） 支給申請書
(13)	第2条、第9条お よび第13条	（特例介護給付費 特例訓練等 給付費 特例特定障害者特別給 付費 基準該当療養介護医療費） 支給（不支給）決定通知書

(14)	省令第32条の3第 1項	サービス利用計画作成対象障害 者等認定申請書
(15)	省令第32条の3第 3項および第6条	サービス利用計画作成対象障害 者等認定通知書
(16)	省令第32条の4第 2項	サービス利用計画作成対象障害 者等認定取消通知書
(17)	省令第34条第1項	高額障害福祉サービス費支給申 請書
(18)	第7条	高額障害福祉サービス費支給 （不支給）決定通知書
(19)	省令第35条第1項 および省令第45条 第1項	自立支援医療費（育成・更生） 支給認定申請書
(20)	法第54条第3項	自立支援医療受給者証
(21)	第12条	自立支援医療費支給不認定通知 書
(22)	省令第47条第1項	自立支援医療受給者証等記載事 項変更届
(23)	省令第48条第1項	自立支援医療受給者証再交付申 請書
(24)	省令第49条第1項	支給認定取消通知書
(25)	省令第57条第1項	指定自立支援医療機関（育成医 療・更生医療）指定申請書
(26)	省令第57条第2項	指定自立支援医療機関（育成医 療・更生医療）指定申請書
(27)	省令第57条第3項	指定自立支援医療機関（育成医 療・更生医療）指定申請書
(28)	法第64条	変更届出書
(29)	省令第65条の7第 1項	補装具費（購入・修理）支給申 請書
(30)	第14条	補装具費支給決定通知書
(31)	第14条	却下決定通知書

第8条を第15条とし、第7条を第12条とし、同条の次に次の2条を加える。

（基準該当療養介護医療費の支給の可否の通知）

第13条 市長は、省令第64条の3第1項の規定により申請書が提出されたときは、基準該当療養介護医療費の支給の可否を決定し、その旨を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（補装具費の支給の可否の通知）

第14条 市長は、省令第65条の7第1項の規定により申請書が提出されたときは、補装具費の支給の可否を決定し、その旨を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

第6条第1項を削り、同条第2項を同条とし、同条を第11条とする。

第5条を削る。

第4条中「法第36条第1項又は」および「事業所又は」を削り、同条を第10条とする。

第3条を第7条とし、同条の次に次の2条を加える。

（特定障害者特別給付費の支給の可否の通知）

第8条 市長は、省令第34条の3第1項の規定により申請書が提出されたときは、特定障害者特別給付費の支給の可否を決定し、その旨を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（特例特定障害者特別給付費の支給の可否の通知）

第9条 市長は、省令第34条の4第1項の規定により申請書が提

出されたときは、特例特定障害者特別給付費の支給の可否を決定し、その旨を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

第2条の次に次の4条を加える。

(介護給付費等の額の特例)

第3条 市長は、法第31条の規定に基づき、支給決定障害者等(法第5条第17項第2号に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。)の申請によって、法第31条各号に掲げる介護給付費等の支給について特例を定めるものとする。

2 前項の申請をする者は、利用者負担額減額・免除申請書(以下「申請書」という。)に省令第32条各号に規定する災害その他の特別の事情があることにより、障害福祉サービスに要する費用(以下「利用者負担額」という。)を負担することが困難であることを証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3 利用者負担額を負担することが困難であることを証明すべき書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 省令第32条第1号に該当する場合 災証明書、所得証明書、災害に係る保険金の受領証その他の省令第32条第1号に該当することを証明する書類

(2) 省令第32条第2号に該当する場合 医師の診断書、生命保険金の受領証、所得証明書その他の省令第32条第2号に該当することを証明する書類

(3) 省令第32条第3号に該当する場合 登記事項証明書、所得証明書、雇用保険受給資格者証その他の省令第32条第3号に該当することを証明する書類

(4) 省令第32条第4号に該当する場合 災証明書、所得証明書その他の省令第32条第4号に該当することを証明する書類

4 市長は、申請書の提出を受けた場合においては、実態調査、聴取り調査その他の方法(以下「実態調査等」という。)により申請書の内容を調査し、申請者の属する世帯の所得状況を総

合的に判断して特例を定め、申請者に係る利用者負担額の減免の承認又は不承認の決定をするものとする。

5 市長は、前項の総合的な判断をするに当たって必要があると認めるときは、申請者に対して、当該申請者又はその属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の所得証明書等の提出を求めることができる。

6 市長は、第1項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請を却下し、利用者負担額減額・免除却下通知書により、申請者に通知しなければならない。

(1) 申請者が申請書の補正又は実態調査等に応じないとき。

(2) 申請者が前項に規定する所得証明書等の提出の求めに応じないとき。

7 市長は、第4項の規定により減免の承認又は不承認の決定をしたときは、利用者負担額減額・免除決定通知書により、申請者に通知しなければならない。

8 第4項の規定により利用者負担額の減免を受けた者は、当該減免に係る省令第32条各号に規定する災害その他の特別の事情が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

9 市長は、利用者負担額の減免を受けた者がその事情が消滅した場合に直ちにすべき申告を怠ったとき、又は虚偽の申請書もしくは第3項各号に定める書類を提出して減免を受けたことが明らかになったときは、減免を取り消すことができる。

10 市長は、前項の規定により減免を取り消すときは、利用者負担額減額・免除取消通知書により、速やかに当該減免を受けた者に通知しなければならない。

第4条 市長は、前条第4項の規定により減免の承認の決定をしたときは、法第31条各号に掲げる介護給付費等の支給の特例として、介護給付費等の額に係る割合を次の表の左欄に掲げる申請者の区分に応じそれぞれ当該右欄に掲げる割合に定める。

<p>(1) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 省令第32条第1号に該当する者のうち、支給決定障害者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者の所有に係る住宅、家財又はその他の財産につき災害により受けた損害金額(保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を除く。以下同じ。)がその住宅、家財又はその他の財産の価格の2分の1以上の額であるもので、支給決定障害者等および当該支給決定障害者等と生計を一にする者の前年(合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。ただし、地方税法第292条第1項第6号に規定する退職手当等、所得税法(昭和40年法律第33号)第9条第1項に掲げる所得、同法第35条第3項に規定する公的年金等および雇用保険法(昭和49年法律第116号)の規定に基づく給付金その他これらに類する給付金にあっては、その全額をいう。以下同じ。)が確定していないときは、前々年。以下同じ。)中の合計所得金額の合算額(以下この条において「合算所得金額」という。)が500万円以下であるもの</p> <p>イ 省令第32条第2号から第4号までに該当する者のうち、支給決定障害者等および当該支給決定障害者等と生計を一にする者の前年中の合算所得金額が1,000万円以下で、当該年の合算所得金額の見込額が皆無となったもの</p> <p>ウ 省令第32条第2号から第4号までに該当する者のうち、支給決定障害者等および当該支給決定障害者等と生計を一にする者の前年中の合算所得金額が300万円を超え400万円以下で、当該年の合算所得金額の見込額が前年中の合算所得金額の4分の1以下であるもの</p> <p>エ 省令第32条第2号から第4号までに該当する者のうち、支給決定障害者等および当該支給決定障害者等と生計を一にする者の前年中の合算所得金額が300万円以下で、当該年の合算所得金額の見込額が前年中の合算所得金額の3分の1以下であるもの</p>	<p>100分の100</p>
<p>(2) 次のいずれかに該当する者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 省令第32条第1号に該当する者のうち、支給決定障害者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者の所有に係る住宅、家財又はその他の財産につき災害により受けた損害金額がその住宅、家財又はその他の財</p>	<p>100分の97</p>

<p>産の価格の2分の1以上の額であるもので、支給決定障害者等および当該支給決定障害者等と生計を一にする者の前年中の合算所得金額が500万円を超え750万円以下であるもの</p> <p>イ 省令第32条第1号に該当する者のうち、支給決定障害者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者の所有に係る住宅、家財又はその他の財産につき災害により受けた損害金額がその住宅、家財又はその他の財産の価格の10分の3以上2分の1未満の額であるもので、支給決定障害者等および当該支給決定障害者等と生計を一にする者の前年中の合算所得金額が500万円以下であるもの</p> <p>ウ 省令第32条第2号から第4号までに該当する者のうち、支給決定障害者等および当該支給決定障害者等と生計を一にする者の前年中の合算所得金額が400万円を超え550万円以下で、当該年の合算所得金額の見込額が前年中の合算所得金額の4分の1以下であるもの</p> <p>エ 省令第32条第2号から第4号までに該当する者のうち、支給決定障害者等および当該支給決定障害者等と生計を一にする者の前年中の合算所得金額が300万円を超え400万円以下で、当該年の合算所得金額の見込額が前年中の合算所得金額の4分の1を超え3分の1以下であるもの</p> <p>オ 省令第32条第2号から第4号までに該当する者のうち、支給決定障害者等および当該支給決定障害者等と生計を一にする者の前年中の合算所得金額が300万円以下で、当該年の合算所得金額の見込額が前年中の合算所得金額の3分の1を超え2分の1以下であるもの</p>	
<p>(3) 次のいずれかに該当する者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 省令第32条第1号に該当する者のうち、支給決定障害者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者の所有に係る住宅、家財又はその他の財産につき災害により受けた損害金額がその住宅、家財又はその他の財産の価格の2分の1以上の額であるもので、支給決定障害者等および当該支給決定障害者等と生計を一にする者の前年中の合算所得金額が750万円を超え1,000万円以下であるもの</p> <p>イ 省令第32条第1号に該当する者のうち、支給決定障害者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者の所有に係る住宅、家財又はその他の財産につき災害により受けた損害金額がその住宅、家財又はその他の財産の価格の10分の3以上2分の1未満の額であるもので、支給決定障害者等および当該支給決定障害者等と生計を一にする者の前年中の合算所得金額が500万円を超え750万円以下であるもの</p> <p>ウ 省令第32条第2号から第4号までに該当する者のうち、支給決定障害者等および当該支給決定障害者等と生計を一にする者の前年中の合算所得金額が550万円を超え750万円以下で、当該年の合算所得金額の見込額が前年中の合算所得金額の4分の1以下であるもの</p> <p>エ 省令第32条第2号から第4号までに該当する者のうち、支給決定障害者等および当該支給決定障害者等と生計を一にする者の前年中の合算所得金額が400万円を超え550万円以下で、当該年の合算所得金額の見込額が前年中の合算所得金額の4分の1を超え3分の1以下であるもの</p> <p>オ 省令第32条第2号から第4号までに該当する者のうち、支給決定障害者等および当該支給決定障害者等と生計を一にする者の前年中の合算所得金額が300万円を超え400万円以下で、当該年の合算所得金額の見込額が前年中の合算所得金額の3分の1を超え2分の1以下であるもの</p> <p>カ 省令第32条第2号から第4号までに該当する者のうち、支給決定障害者等および当該支給決定障害者等と生計を一にする者の前年中の合算所得金額が300万円以下で、当該年の合算所得金額の見込額が前年中の合算所得金額の2分の1を超え3分の2以下であるもの</p>	<p>100分の95</p>
<p>(4) 次のいずれかに該当する者（前3号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 省令第32条第1号に該当する者のうち、支給決定障害者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者の所有に係る住宅、家財又はその他の財産につき災害により受けた損害金額がその住宅、家財又はその他の財産の価格の10分の3以上2分の1未満の額であるもので、支給決定障害者等および当該支給決定障害者等と生計を一にする者の前年中の合算所得金額が750万円を超え1,000万円以下であるもの</p> <p>イ 省令第32条第2号から第4号までに該当する者のうち、支給決定障害者等および当該支給決定障害者等と生計を一にする者の前年中の合算所得金額が750万円を超え1,000万円以下で、当該年の合算所得金額の見込額が前年中の合算所得金額の4分の1以下であるもの</p> <p>ウ 省令第32条第2号から第4号までに該当する者のうち、支給決定障害者等および当該支給決定障害者等と生計を一にする者の前年中の合算所得金額が550万円を超え750万円以下で、当該年の合算所得金額の見込額が前年中の合算所得金額の4分の1を超え3分の1以下であるもの</p> <p>エ 省令第32条第2号から第4号までに該当する者のうち、支給決定障害者等および当該支給決定障害者等と生計を一にする者の前年中の合算所得金額が400万円を超え550万円以下で、当該年の合算所得金額の見込額が前年中の合算所得金額の3分の1を超え2分の1以下であるもの</p> <p>オ 省令第32条第2号から第4号までに該当する者のうち、支給決定障害者等および当該支給決定障害者等と生計を一にする者の前年中の合算所得金額が400万円以下で、当該年の合算所得金額の見込額が前年中の合算所得金額の2分の1を超え3分の2以下であるもの</p>	<p>100分の93</p>

<p>(5) 次のいずれかに該当する者（前各号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 省令第32条第2号から第4号までに該当する者のうち、支給決定障害者等および当該支給決定障害者等と生計を一にする者の前年中の合算所得金額が750万円を超え1,000万円以下で、当該年の合算所得金額の見込額が前年中の合算所得金額の4分の1を超え3分の1以下であるもの</p> <p>イ 省令第32条第2号から第4号までに該当する者のうち、支給決定障害者等および当該支給決定障害者等と生計を一にする者の前年中の合算所得金額が550万円を超え750万円以下で、当該年の合算所得金額の見込額が前年中の合算所得金額の3分の1を超え2分の1以下であるもの</p> <p>ウ 省令第32条第2号から第4号までに該当する者のうち、支給決定障害者等および当該支給決定障害者等と生計を一にする者の前年中の合算所得金額が550万円以下で、当該年の合算所得金額の見込額が前年中の合算所得金額の2分の1を超え3分の2以下であるもの</p>	<p>100分の99</p>
---	----------------

（利用者負担額の減免の期間）

第5条 利用者負担額の減免は、月を単位として、1の申請につき、申請書の提出のあった日の属する月から6月の範囲内において必要と認められる月までとする。ただし、法第23条の支給決定の有効期間内に限る。

（サービス利用計画作成費の支給の可否の通知）

第6条 市長は、省令第32条の3第1項の規定により申請書が提出されたときは、サービス利用計画作成費の支給の可否を決定し、その旨を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

身体障害者福祉法による費用の負担命令および徴収に関する規則等の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成18年9月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第59号

身体障害者福祉法による費用の負担命令および徴収に関する規則等の一部を改正する等の規則

（身体障害者福祉法による費用の負担命令および徴収に関する規則の一部改正）

第1条 身体障害者福祉法による費用の負担命令および徴収に関する規則（昭和62年秋田市規則第14号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則

第1条中「補装具の交付又は修理に要する費用の負担命令および同条第4項の規定による」を削り、「、身体障害者更生施設等への入所もしくは入所の委託、介護等の提供の委託又は補装具の交付もしくは修理を」「又は障害者支援施設等への入所もしくは障害者支援施設等もしくは指定医療機関への入所もしくは入院の委託」に改める。

第2条第1項中「、同条第3項の規定による身体障害者更生施設等への入所もしくは入所の委託（国立施設への入所の委託を除く。以下「入所等」という。）又は同条第4項の規定による介護等の提供の委託（以下「介護等の提供の委託」を「又は同条第2項の規定による障害者支援施設等への入所もしくは障害者支援施設等もしくは指定医療機関への入所もしくは入院の委託（国の設置する障害者支援施設等への入所の委託を除く。以下「入所等」に改め、同条第2項を削る。

第3条第1項中「、入所等又は介護等の提供の委託」を「又は入所等」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、「支払わせるべき又は」を削り、「次条および第5条において」を「以下」に改め、同項を同条第2項とする。

第4条第1項および第2項中「前条第3項」を「前条第2項」に改める。

別表を削る。

（知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正）
第2条 知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和62年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「又は知的障害者更生施設等」を「又は障害者支援施設等」に、「知的障害者更生施設等もしくは」を「障害者支援施設等もしくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により」に、「の設置する施設」を「が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）」に改める。

第2条中「第15条の32第1項」を「第15条の4」に、「知的障害者更生施設等」を「障害者支援施設等」に、「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設」を「のぞみの園」に改める。

（秋田市身体障害者福祉法施行細則の一部改正）

第3条 秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成7年秋田市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第9条第6項又は省令第10条」を「第9条第7項」に改める。

第7条から第9条までを削る。

第10条の見出しを「（障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置）」に改め、同条第1項中「、第3項又は第4項」を「又は第2項」に、「、身体障害者更生施設等への入所又は介護等の提供」を「又は障害者支援施設等もしくは指定医療機関への入所もしくは入院」に改め、同条第2項中「障害福祉サービス事業者、身体障害者更生施設等の長又は指定医療機関」を「障害福祉サービス事業者又は障害者支援施設等もしくは指定医療機関の設置者」に改め、同条を第7条とする。

第11条を削る。

第12条の表第3号中「ならびに政令第15条第1項および第3項」を削り、同表第8号から第17号までを削り、同条を第8条とする。

第13条を第9条とする。

（秋田市児童福祉法施行細則の一部改正）

第4条 秋田市児童福祉法施行細則（平成9年秋田市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条から第7条までを削る。

第8条第1項中「第21条の9第3項」を「第20条第3項」に改め、同条を第2条とする。

第8条の2第1項中「第21条の9第3項第5号」を「第20条第3項第5号」に改め、同条を第3条とする。

第9条を第4条とする。
 第10条中「第21条の9第2項」を「第20条第2項」に改め、同条を第5条とする。
 第11条中「第21条の9第2項」を「第20条第2項」に改め、同条を第6条とする。
 第12条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第7条とする。
 第12条の2第1項中「第21条の25第1項」を「第21条の6」に改め、同条第2項中「障害福祉サービス事業者に送付する」を「障害福祉サービス事業を行う者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）に送付する」に改め、同条を第8条とする。
 第13条を削り、第14条を第9条とする。
 第15条第1項第2号を次のように改める。
 (2) 住民票の写し
 第15条を第10条とし、第16条から第18条までを5条ずつ繰り上げる。
 第19条第1項中「第21条の6（業者に委託しないで補装具の交付又は修理が行われた場合に限る。）、法第21条の9又は法第

21条の25第1項」を「第20条又は法第21条の6」に改め、「（以下「納入義務者」という。）」を削り、同条第2項中「又は第6項」を削り、「納入義務者に対して、法第21条の9の6又は法第21条の6（業者に委託して補装具の交付又は修理が行われた場合に限る。）」を「法第21条の5」に改め、「一部を」の次に「、当該措置を受ける本人又はその扶養義務者（以下「納入義務者」という。）に対して、」を加え、「又は業者」を削り、同条第3項中「第56条第8項」を「第56条第7項」に改め、同条第4項中「第21条の25第1項」を「第20条」に、「を除く。」の額および第2項の規定により支払を命ずる費用（法第21条の9の6に規定する措置に係るものを除く）を「に限る」に改め、同条第5項中「第21条の25第1項」を「第21条の6」に改め、同条第6項中「（法第21条の9の6に規定する措置に係るものに限る。）」を削り、同条を第14条とする。
 第20条を削り、第21条を第15条とする。
 別表第1中「第19条関係」を「第14条関係」に改め、同表の表を次のように改める。

徴収基準額表

世帯の階層区分		療育の給付	
		徴収基準月額	加算基準月額
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	円 0	円 0
B	A階層を除き、当該年度分（4月分から6月分までにあつては、前年度分）の市町村民税非課税世帯	2,200	220
C1	A階層およびD階層を除き、当該年度分（4月分から6月分までにあつては、前年度分）の市町村民税課税世帯であつて、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	450
C2	所得割の額がある世帯	5,800	580
D1	A階層およびB階層を除き、前年分（1月分から6月分までにあつては、前々年分）の所得税課税世帯であつて、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	4,800円以下	690
D2		4,801円以上9,600円以下	760
D3		9,601円以上16,800円以下	850
D4		16,801円以上24,000円以下	940
D5		24,001円以上32,400円以下	1,100
D6		32,401円以上42,000円以下	1,250
D7		42,001円以上92,400円以下	1,620
D8		92,401円以上120,000円以下	1,870
D9		120,001円以上156,000円以下	2,310
D10		156,001円以上198,000円以下	2,750
D11		198,001円以上287,500円以下	3,570
D12		287,501円以上397,000円以下	4,400
D13		397,001円以上929,400円以下	5,230
D14		929,401円以上1,500,000円以下	8,070
D15		1,500,001円以上1,650,000円以下	8,500
D16		1,650,001円以上2,260,000円以下	10,290
D17		2,260,001円以上3,000,000円以下	12,250
D18		3,000,001円以上3,960,000円以下	14,380

D19	3,960,001円以上	全 額	全額に100分の10を乗じて得た額。ただし、その額が17,120円に満たない場合は、17,120円
-----	--------------	-----	---

別表第2中「第19条関係」を「第14条関係」に改める。

(秋田市知的障害者福祉法施行細則の一部改正)

第5条 秋田市知的障害者福祉法施行細則(平成9年秋田市規則第36号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「政令」という。」を削る。

第2条中「第9条第5項もしくは」を「第9条第6項又は」に改め、「又は省令第31条」を削る。

第3条から第5条までを削る。

第6条の見出しを「(障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置)」に改め、同条第1項中「第15条の32第1項」を「第15条の4」に、「知的障害者更生施設等」を「障害者支援施設等」に改め、同条第2項中「障害福祉サービス事業者又は知的障害者更生施設等の長」を「障害福祉サービス事業を行う者又は障害者支援施設等の設置者」に改め、同条を第3条とする。

第7条中「省令第39条の規定による申出」を「前項の申込書」に、「第9条第2項第1号」を「第6条第2項第1号」に、「登録し」を「登録するとともに」に改め、「送付するとともに」を削り、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

省令第1条の規定による申出は、知的障害者職親申込書を提出して行わなければならない。

第7条を第4条とし、第8条を第5条とし、第9条を第6条とし、第10条を削り、第11条を第7条とする。

(指定身体障害者更生施設等および指定知的障害者更生施設等の指定等に関する規則の廃止)

第6条 指定身体障害者更生施設等および指定知的障害者更生施設等の指定等に関する規則(平成14年秋田市規則第32号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成18年10月1日から施行する。
(身体障害者福祉法による費用の負担命令および徴収に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 第1条の規定による改正後の身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の規定は、平成18年10月分の徴収すべき費用から適用し、同年9月分までの支払わせるべき又は徴収すべき費用については、なお従前の例による。
(知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 第2条の規定による改正後の知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の規定は、平成18年10月分の徴収すべき費用から適用し、同年9月分までの徴収すべき費用については、なお従前の例による。
(秋田市児童福祉法施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 第4条の規定による改正後の秋田市児童福祉法施行細則の規定は、平成18年10月分の支払わせるべき又は徴収すべき費用から適用し、同年9月分までの支払わせるべき又は徴収すべき費用については、なお従前の例による。
(秋田市母子生活支援施設管理運営規則の一部改正)
- 秋田市母子生活支援施設管理運営規則(昭和56年秋田市規則

第20号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第15条」を「第10条」に改める。

第3条第2項中「第15条第2項」を「第10条第2項」に改める。

訓 令

秋田市訓令第15号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年9月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市事務決裁規程(昭和35年秋田市訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第11条障害福祉課長専決事項の項第1号中「知的障害者デイサービスセンター」を「障害福祉サービスセンター」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年10月1日から施行する。

秋田市訓令第16号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年9月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市公印規程の一部を改正する訓令

秋田市公印規程(昭和32年秋田市訓令第9号)の一部を次のように改正する。

別表の表第5号中「施設訓練等支援費」を「療養介護医療」に改め、同表第12号中

木印	税関係の諸 証明文書	市民税課長	1	を
		各支所長	各1	
		市民サービスセンター所長	1	
		各市民センター所長	各1	
		各連絡所長	各1	
金属		市民税課長	1	

木印	税関係の諸 証明文書	市民税課長	1	に
		各支所長	各1	
		市民サービスセンター所長	1	
		各市民センター所長	各1	
		各連絡所長	各1	

改め、同表第13号中

生活課長	1	を
	雄和市民センター所長	

生活課長	2	に
------	---	---

改め、同表第27号中

市民税課長	1	を
市民課長	1	
各支所長	各1	
市民サービスセンター所長	1	
河辺市民センター所長	1	

市民課長	1	に
各支所長	各1	
市民サービスセンター所長	1	
河辺市民センター所長	1	

改める。

附 則

この訓令は、平成18年10月1日から施行する。

消 防 本 部 訓 令

秋田市消防本部訓令第2号

消 防 本 部
消 防 署
消 防 職 員 一 般

秋田市消防本部等処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年9月12日

秋田市消防長 藤 枝 禮 助

秋田市消防本部等処務規程の一部を改正する訓令

秋田市消防本部等処務規程（昭和39年消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第5条中「秋田市役所文書取扱規程（昭和48年訓令第5号）」を「秋田市文書取扱規程（昭和48年秋田市訓令第5号）」に改める。

別表第2の第1警防課の項第1号中「消防力の基準」を「消防力の整備指針」に改め、同表の第1予防課の項第2号中「危険物」を「少量危険物」に改め、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、同項第8号中「統計」を「統計管理」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第9号を削り、第10号を第8号とし、第11号を第9号とし、第12号を第10号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (11) 予防技術資格者に関すること。
- (12) 幼年消防クラブに関すること。

別表第2の第1予防課の項第13号中「防火管理者の指導」を「防火協力団体」に改め、同項中第27号を削り、第26号を第28号とし、第22号から第25号までを2号ずつ繰り下げ、第21号を第22号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (23) 防災管理者等の指導に関すること。

別表第2の第1予防課の項第20号中「および研究」を削り、同号を同項第21号とし、同項中第19号を第20号とし、第15号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

- (15) 危険物製造所等の立入検査および違反処理に関すること。

別表第2の第2第31号中「予防広報」を「消防広報」に改め、同表の第2第33号中「危険物」を「少量危険物等」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

秋田市告示第222号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、収入役をして収入役の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員より再委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項の規定により告示する。

平成18年9月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

出納員から現金取扱員への再委任

委 任 する 出 納 員	委任を受ける 現 金 取 扱 員	委 任 事 務
和賀 芳宏	池田 博志	市立体育館および附属地の 使用料、公衆電話使用料の 収納に関する事務。

秋田市告示第223号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、収入役をして収入役の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる出納員に委任し、同条第5項において準用する同法第170条第4項の規定により告示する。

平成18年9月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

収入役から出納員への委任

委任を受ける 出 納 員	委 任 事 務
畠 也志史	外旭川地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務。外旭川地区コミュニティセンターの公衆電話使用料の収納に関する事務。

秋田市告示第224号

平成18年9月11日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。

平成18年9月4日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市告示第225号

次の交付要求通知書は、本人の住所又は居所が不明であり送達できないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該交付要求通知書は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成18年9月4日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
秋田市南通築地4番9号 アークシティ築地第1 807号
菊 池 あつ子
- 2 送達する書類名
交付要求通知書 1通

秋田市告示第226号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成18年9月6日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

- ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 44台
- イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 19台
- ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成18年8月16日から同年8月31日まで

(3) 返還を行う時間および場所

- ア 時間 午前10時から午後7時まで
- イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成18年9月20日から平成19年3月20日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

- 秋田市山王一丁目1番1号
- 秋田市市民生活部生活課 電話866-2035
- 秋田市東通仲町4番3号
- 秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第227号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権削除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成18年9月8日

秋田市長 佐 竹 敬 久

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

飯島松根西町12番43号 鈴木アパート101号	千代 明
土崎港北五丁目2番12号	佐々木二三男
土崎港相染町字浜ナシ山2番地386	岸 秀明
飯島文京町3番33号	小林 徹
将軍野南三丁目2番35号 三楽荘1号	伊藤 忠昭
将軍野南四丁目4番34号 高崎アパート27号	竹川 繁美
下新城長岡字耳取228番地7	智田 宜典
土崎港中央一丁目9番30号	西村 晃

土崎港北三丁目10番45号	大島トシ子 上田 直子 上田 勝
土崎港北一丁目13番4号	牧野 和博
土崎港北三丁目9番7号	鈴木 馨
土崎港相染町字沖谷地1番地30	齊藤 和人

(教示)

1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。

さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません。(行政不服審査法第20条)

- (1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。
- (2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分についての審査請求に対する裁決を経たあとでなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。(行政事件訴訟法第8条)

- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第228号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成18年9月8日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成18年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第229号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、同法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5の規定に基づき告示する。

平成18年 9月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	指 定 年月日
銭谷内科胃腸科 クリニック	秋田市川尻上野町1番64号	平成18年 9月15日

秋田市告示第230号

次の交付要求通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該交付要求通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成18年 9月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
菊池 あつ子
秋田市南通築地4番9号 アークシティ築地第1 807号
- 送達する書類
交付要求通知書

秋田市告示第231号

次の介護保険料納入通知書および介護保険料督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および介護保険料督促状は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成18年 9月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 送達する書類
平成18年度介護保険料納入通知書
平成18年度介護保険料督促状

秋田市告示第232号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成18年 9月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 撤去し、保管した自転車等
 - 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域	46台
イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域	8台
ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域	1台
 - 撤去し、保管した年月日

平成18年 9月1日から同年 9月15日まで

- 返還を行う時間および場所
 - 時間 午前10時から午後7時まで
 - 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所
- 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成18年10月9日から平成19年4月9日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市民生活部生活課 電話866-2035
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第233号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権削除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成18年 9月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

秋田市榎山登町7番30号 猪田アパート2号	佐々木道一
秋田市大町一丁目2番19号	本間 浩
秋田市旭川南町9番21号	西山 三男
秋田市旭北栄町1番24号 本間ビル2F	石川 鉄夫
秋田市旭南二丁目8番15号 アーバンハイツ旭南II 201	信太 裕美
秋田市東通仲町12番27号 川上アパート225号	長澤 博明
秋田市桜二丁目26番15号	渡邊カツ子
秋田市手形山崎町6番7号 布川良一方	佐藤 敏雄

(教示)

1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。

さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません。（行政不服審査法第20条）

- 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。
- その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分についての審

査請求に対する裁決を経たあとでなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。(行政事件訴訟法第8条)

- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月

以内(送達を受けた日の翌日から起算します。)に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第234号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成18年9月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)

(1) 担当する医療の種類: 薬局

指定番号	医療機関名	住 所	開 設 者 名	指定年月日
110	みんなの薬局山王	秋田市山王中園町3番3号	有限会社ソピアコーポレーション 代表取締役 船木郁雄	平成18年 10月1日

秋田市告示第235号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成18年9月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状

くらみつ内科 クリニック	秋田市山王五丁目10番28号	平成18年 9月15日
ほのぼの薬局	秋田市広面字蓮沼87番地1	平成18年 9月11日
銭谷内科胃腸科 クリニック	秋田市川尻上野町1番64号	平成18年 9月15日

2 変更

名 称	変更事項(名称・所在地)		変 更 年月日
	変 更 前	変 更 後	
秋田市河辺老人 デイサービス センター	秋田市社会福祉協議会せせらぎ苑デイサービスセンター	秋田市河辺老人デイサービスセンター	平成17年 3月10日

3 廃止

コード 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
0510115496	医療法人社団敬寿会 鈴木内科胃腸科 医 院	秋田市牛島 東一丁目2 番9号	平成18年 7月31日

秋田市告示第236号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成18年9月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
すずきクリニック	秋田市泉北三丁目17番10号	平成18年 8月18日
医療法人社団敬寿会 鈴木内科胃腸科 医 院	秋田市牛島東二丁目2番37号	平成18年 8月1日
合 同 会 社 グ レ イ ス	秋田市広面字小沼古川端431番地	平成18年 9月1日
ケアプランセンター 虹 の 街	秋田市泉南一丁目15番25号	平成18年 9月1日

秋田市告示第237号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条および第50条の2の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成18年9月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
すずきクリニック	秋田市泉北三丁目17番10号	平成18年 8月18日

ほの花調剤薬局 いずみ店	秋田市泉北三丁目17番17号	平成18年 8月18日
医療法人社団敬寿会 鈴木内科胃腸科 医 院	秋田市牛島東二丁目2番 37号	平成18年 8月1日
くらみつ内科 クリニック	秋田市山王五丁目10番28号	平成18年 9月15日
ほのぼの薬局	秋田市広面字蓮沼87番地 1	平成18年 9月11日
銭谷内科胃腸科 クリニック	秋田市川尻上野町1番64号	平成18年 9月15日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
医療法人社団敬寿会 鈴木内科胃腸科 医 院	秋田市牛島東一丁目2番 9号	平成18年 7月31日

教 委 告 示

秋田市教委告示第14号

平成18年9月28日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成18年9月22日

秋田市教育委員会
委員長 石 田 俊 介

選 管 告 示

秋市選管告示第19号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次の者を本市の選挙人名簿から抹消したので告示する。

平成18年9月2日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 隆 一
抹消した者の氏名等 別紙（省略）のとおり

秋市選管告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条、ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

平成18年9月2日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 隆 一

- 1 50分の1の数 5,410人
- 2 3分の1の数 90,159人

秋市選管告示第21号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項の規定に基

づき、投票区の区域の一部を次のとおり変更したので、同条第3項の規定により告示する。

平成18年9月2日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 隆 一

投票区	区 域
秋田市 第42投票区	○浜田字長坂を加える。

農 委 告 示

秋田市農委告示第11号

平成18年9月19日午後2時秋田市雄和公民館に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成18年9月12日

秋田市農業委員会会長 柏 谷 健 作

- 1 案 件 秋田市雄和碓田字梵天野64番地2 那須芳秋の農地法第5条の規定による許可申請に関する件 外10件

上 下 水 道 局 告 示

秋田市上下水道局告示第67号

次の区域の公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示し、関係図面を一般の縦覧に供する。

平成18年9月5日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

- 1 公共下水道の供用および下水の処理を開始する年月日
平成18年9月20日
- 2 下水を排除する区域および下水の処理を開始する区域
外旭川字三後田、外旭川字四百刈、外旭川字神田、外旭川字神宮田、手形字西谷地、飯島字前田表、飯島字天ノ袋、四ツ小屋字中野、新屋比内町、浜田字館ノ前、桜三丁目、上北手猿田字四ツ小屋、上北手猿田字苗代沢、上北手猿田字館ノ下、上北手猿田字篠田台、広面字川崎、雄和相川字上野、雄和相川字銅屋、雄和相川字高野、雄和相川字井戸ノ下、雄和相川字台林、雄和相川字吉田、桜二丁目、新藤田字高梨台、広面字糠塚、新藤田字治郎沢、新藤田字中山台、四ツ小屋字中野、御野場一丁目、仁井田本町五丁目、仁井田新田二丁目、柳田字鳥越、広面字二階堤、仁井田字大野、横森一丁目、東通明田、横森三丁目、河辺諸井字上諸井、河辺諸井字前田表、河辺諸井字後野中島、河辺諸井字福神、河辺諸井字下諸井、河辺諸井字大部、河辺諸井字中道、横森五丁目、桜一丁目、四ツ小屋末戸松本字古川敷、四ツ小屋末戸松本字向野、四ツ小屋末戸松本字柳田、浜田字館ノ丸、浜田字宮田沢、下新城中野字前谷地、仁井田目長田一丁目、仁井田本町二丁目、飯島字飯島水尻、飯島字長山下、金足追分字海老穴、手形山崎町、手形字大沢、手形字大松沢および河辺戸島字大古川の各一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設的位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 公共下水道の供用および下水の処理を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

- 5 終末処理場の位置および名称
秋田市向浜二丁目3番1号
秋田湾・雄物川流域下水道秋田臨海処理センター
- 6 関係図面の縦覧場所
秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局普及促進室
- 7 縦覧の期間
平成18年9月6日から9月19日まで。ただし、土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除く。
- 8 縦覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市上下水道局告示第68号

次の区域の公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示し、関係図面を一般の縦覧に供する。

平成18年9月5日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

- 1 公共下水道の供用および下水の処理を開始する年月日
平成18年9月20日
- 2 下水を排除する区域および下水の処理を開始する区域
下浜羽川字家ノ腰、下浜羽川字二十町および下浜羽川字河童長根の各一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 公共下水道の供用および下水の処理を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

- 5 終末処理場の位置および名称
秋田市下浜羽川字古堂7番地7
秋田市特定環境保全公共下水道羽川浄化センター
- 6 関係図面の縦覧場所
秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局普及促進室
- 7 縦覧の期間
平成18年9月6日から9月19日まで。ただし、土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除く。
- 8 縦覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市上下水道局告示第69号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成18年9月11日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

- 1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所在地
株式会社サンクアサービス	堀井 美雪	秋田市手形田中5番7号 コーポ愛101号

- 2 指定日
平成18年9月11日

秋田市上下水道局告示第70号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成18年9月15日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

- 1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所在地
サンクアサービス	堀井 美雪	秋田市手形田中5番7号 コーポ愛101号

- 2 廃止年月日
平成18年9月11日

秋田市上下水道局告示第71号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成18年9月15日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

- 1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
株式会社友愛ビルサービス	小畑 悟	秋田市山王三丁目1番7号

- 2 指定日
平成18年9月15日

秋田市上下水道局告示第72号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成18年9月15日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

- 1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
株式会社友愛ビルサービス	小畑 悟	秋田市山王三丁目1番7号

- 2 指定期間
平成18年9月15日から平成21年9月14日まで

秋田市上下水道局告示第73号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成18年9月22日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

- 1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所在地
有限会社みちのく アトリウムプラン	佐藤 肇	秋田市榎山南中町 2 番46号

- 2 廃止年月日
平成18年 9 月20日

公 告

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条の2第1項の規定により、平成18年8月23日付で認定申請のあった特定農用地利用規程についてはこれを認定したので、同条8項（同条第2項で準用する農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第8項）の規定により公告する。

平成18年9月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧場所
秋田市山王一丁目 2 番34号
秋田市農林部農村振興課地域農業推進室
- 2 縦覧時間
午前 8 時30分から午後 5 時15分まで
ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く
- 3 縦覧期間
平成18年 9 月 2 日から平成18年 9 月15日まで

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条の2第1項の規定により、平成18年8月23日付で認定申請のあった農用地利用規程についてはこれを認定したので、同条8項（同条第2項で準用する農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第8項）の規定により公告する。

平成18年9月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧場所
秋田市山王一丁目 2 番34号
秋田市農林部農村振興課地域農業推進室
- 2 縦覧時間
午前 8 時30分から午後 5 時15分まで
ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く
- 3 縦覧期間
平成18年 9 月 2 日から平成18年 9 月15日まで

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条の2第1項の規定により、平成18年8月25日付で認定申請のあった農用地利用規程についてはこれを認定したので、同条8項（同条第2項で準用する農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第8項）の規定により公告する。

平成18年9月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧場所
秋田市山王一丁目 2 番34号
秋田市農林部農村振興課地域農業推進室

- 2 縦覧時間
午前 8 時30分から午後 5 時15分まで
ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く
- 3 縦覧期間
平成18年 9 月 2 日から平成18年 9 月15日まで

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

平成18年 9 月 7 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画用途地域
- 2 位置および区域
秋田市將軍野南一丁目、三丁目、寺内大畑、寺内鶴ノ木、寺内高野、寺内見桜一丁目、二丁目、三丁目、寺内堂ノ沢三丁目、寺内焼山、寺内大小路、寺内神屋敷、寺内後城地内
- 3 縦覧場所
秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市都市整備部都市計画課
- 4 都市計画の案の縦覧期間
平成18年 9 月 8 日から平成18年 9 月21日まで

秋田市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の終了について認可したので、同条第4項において準用する同法第9条第3項の規定に基づき、公告する。

平成18年 9 月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 土地区画整理事業の名称
御所野ニュータウン第十七地区土地区画整理事業
- 2 施行地区
秋田市御所野地蔵田五丁目の一部
- 3 施行認可の年月日
平成16年12月16日
- 4 施行者の名称
独立行政法人都市再生機構 秋田都市開発事務所長
白石 光 治
秋田市御所野地蔵田一丁目 1 番 4
- 5 事業施行期間
平成16年12月16日から平成19年 3 月31日まで
- 6 終了認可の年月日
平成18年 9 月12日

秋田市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の終了について認可したので、同条第4項において準用する同法第9条第3項の規定に基づき、公告する。

平成18年 9 月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 土地区画整理事業の名称
御所野ニュータウン北第二地区土地区画整理事業
- 2 施行地区
秋田市御所野堤台一丁目の一部
- 3 施行認可の年月日
平成17年12月14日
- 4 施行者の名称
独立行政法人都市再生機構 秋田都市開発事務所長
白石 光 治
秋田市御所野地藏田一丁目1番4

- 5 事業施行期間
平成17年12月14日から平成19年3月31日まで
- 6 終了認可の年月日
平成18年9月12日

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成18年9月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

委 託 名	委託期間	入 札 参 加 要 件
収集資料目録作成整理業務委託	契約日から平成19年1月30日まで	次の①から④の要件を満たすこと ①過去10年間に、国および県・市の委託を受け、データベース又はホームページ作成業務の実績を有すること ②秋田市内に本社、支店、営業所等を有する者であり、自社製造によるものであること ③租税に滞納がないこと ④基本情報技術者もしくは文書情報管理士の資格を持つ者がいる事業所が秋田市内にあること

(2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。

イ 本市の指名停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成18年10月2日(月) 午前10時

入札の場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市役所 3階 契約課入札室

入札保証金 免除

契 約 日 平成18年10月4日(水)

注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成18年9月20日(水)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))

イ 営業経歴書(様式2(省略))

ウ 基本情報技術者もしくは文書情報管理士の資格を持つ者がいる事業所が秋田市内にあることを証明できるもの。

エ データベース又はホームページの作成業務を国や自治体から受注した実績を証明できるもの。

オ 納税証明書

・消費税(税務署で、『未納税額のないこと用(その3)』の発行を受けること。)

・秋田市に納めた法人市民税(個人事業主の方は個人市民税)

・秋田市に納めた固定資産税

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの。

※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可。

カ 住民票(法人にあっては登記簿謄本)

・申込日から3ヵ月以内に発行されたもの。

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付時間 平成18年9月12日(水)から平成18年9月20日(水)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで。

イ 受付場所 秋田市企画調整部市史編さん室

ウ 申請用紙 秋田市企画調整部市史編さん室又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。

(3) 指名通知および選定結果の通知については平成18年9月25

日(月)午後には郵送する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成18年9月12日(火)から平成18年9月20日(水)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧場所 秋田市企画調整部市史編さん室
住所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市役所分館 1階

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市企画調整部市史編さん室
電話 018-866-2249

秋田市公告

都市公園を新設するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成18年9月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 都市公園の名称、位置および供用開始の期日

都市公園の名称	位 置	供用開始の期日
川 反 三 丁 目 街 区 公 園	秋田市大町三丁目	平成18年8月1日

2 都市公園の区域

別図（省略）のとおり

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成18年9月19日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所
ア 氏 名 三光不動産株式会社
代表取締役 梶 原 守 人
イ 住 所 秋田県大仙市大曲黒瀬町1番15-3号
- (2) 大規模小売店舗の名称および所在地
ア 名 称 ジェイマルエー旭南店
イ 所 在 地 秋田県秋田市旭南一丁目163番1 外
- (3) 変更しようとする事項
ア 駐車場の位置および収容台数
124台（変更前）61台
イ 駐車場の自動車の出入口の数および位置
4カ所（変更前）2カ所
- (4) 変更年月日 平成19年5月13日
- (5) 変更の理由
お客様の利便性の向上、ならびに来客自動車の分散による

交通、騒音等の環境への配慮のため

- 2 届出年月日 平成18年9月12日
- 3 関係書類の縦覧場所および期間
(1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課
(2) 期 間 平成18年9月19日～平成19年1月19日
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
(1) 意見を述べる者の氏名および住所
(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成18年8月4日付け秋田市指令第5567号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成18年9月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市寺内蛭根三丁目1番20号
共和ホーム株式会社
代表取締役 池 田 喜代秀
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市飯島鼠田三丁目267番の内

秋田市公告

都市緑地法（昭和48年法律第72号）第54条第2項の規定による緑地協定の認可の申請があったので、同法第46条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

平成18年9月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 緑地協定の名称 秋田市御所野地蔵田五丁目E地区緑地協定
- 2 緑地協定区域 秋田市御所野地蔵田五丁目27番1から27番14まで
秋田市御所野地蔵田五丁目28番1から28番15まで
計29筆
- 3 緑地協定の縦覧場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部公園課
公園施設管理センター
- 4 縦覧期間 平成18年9月22日から
平成18年10月6日まで
(土曜日、日曜日および祝日を除く。)

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

平成18年9月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧場所
秋田市山王一丁目2番34号 秋田市農林部農林総務課
- 2 縦覧時間

午前 8 時30分から午後 5 時15分まで。
ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第 3 条の規定により行う三種混合（ジフテリア、破傷風、百日せき）、麻しん風しんおよび日本脳炎の予防接種について、別表左欄に掲げる医師が同表右欄に掲げる場所で当該業務を行うので、同法施行令（昭和23年政令第197号）第 4 条第 1 項の規定に基づき公告する。

平成18年 9 月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

別表

接種を行う医師	予防接種を行う主たる場所
高 橋 ま や	秋田市川元松丘町 4 番30号 市立秋田総合病院

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画（平成18年度第 5 号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

平成18年 9 月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 閲覧場所 秋田市山王一丁目 2 番34号
秋田市農林部農林総務課
- 2 閲覧期間 平成18年 9 月27日から
平成18年10月17日まで
ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。
- 3 閲覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

秋田市公告

秋田市が東日本旅客鉄道株式会社各駅に設置している自転車等駐車場のうち、別紙に記載の自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

平成18年 9 月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 撤去し、保管した自転車等

- (1) 放置されていた場所および台数
 - 追分駅東自転車等駐車場 3 台
 - 追分駅前自転車等駐車場 41台
 - 上飯島駅自転車等駐車場 11台
 - 土崎駅前自転車等駐車場 29台
 - 土崎図書館前自転車等駐車場 13台
 - 土崎駅東 We ロード下自転車等駐車場 15台
 - 新屋駅前自転車等駐車場 25台
 - 牛島駅東自転車等駐車場 9 台
 - 牛島駅西自転車等駐車場 6 台
- (2) 撤去し、保管した年月日
平成18年 9 月19日から同年 9 月20日まで
- (3) 返還を行う時間および場所
 - ア 時間 午前10時から午後 7 時まで
 - イ 場所 秋田市東通仲町 4 番 3 号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所
- (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成18年10月10日から平成19年 4 月10日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 自転車等の処分
この公告に係る自転車等で、公告後 6 か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについては、廃棄物又は不要物として処分する。
- 4 問い合わせ先
秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市市民生活部生活課 電話866-2035

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成18年 9 月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

委 託 名	委託内容	委託期間	入 札 参 加 要 件
第11次秋田市総合計画制作業務委託	業務委託の概要 ①第11次秋田市総合計画制作印刷製本 ②第11次秋田市総合計画概要版制作印刷製本 ③第11次秋田市総合計画ホームページ作成	平成18年10月13日～ 平成19年 3 月16日	次の①から④の要件を満たすこと ①過去10年間に都道府県、もしくは人口10万人以上の人口規模を持つ市の行政計画制作の受託実績を持つこと。また、この際の行政計画はカラーページを含むページ数60ページ以上の印刷によるものとする。 ②原稿作成にあたりデザインを含め全て自社で行えること。 ③秋田市内に本社、支店、営業所等を有する者であること。 ④租税に滞納がないこと。

(2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

ア 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項および第 2 項各号の規定による制限を受ける者でないこと。

イ 本市の指名停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成18年10月13日(金) 午前11時

- (2) 入札の場所 秋田市山王一丁目2番35号 山王別館
秋田市互助会会議室
 - (3) 入札保証金 免除
 - (4) 契約日 平成18年10月13日(金)
 - (5) 注意事項
 - ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 - イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。
 - 3 入札参加申し込みに関する事項
 - (1) 本入札に参加を希望する者は、平成18年10月5日(木)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))
 - イ 営業経歴書(様式2(省略))
 - ウ 納税証明書
 - ・消費税(税務署で、『未納税額のないこと用(その3)』の発行を受けること。)
 - ・秋田市に納めた法人市民税(個人営業の方は個人市民税)
 - ・秋田市に納めた固定資産税(申請日が属する月において、納付期限が到来している期の方までの直近4期分の証明書)
 - ※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
 - ※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可
 - エ 住民票(法人にあっては登記簿謄本)
 - ・申込日から3カ月以内に発行されたもの
 - (2) 申込書等の提出
 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
 - (3) 申込書等の受付
 申込書等は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成18年9月28日(木)から平成18年10月5日(木)までの土曜日および日曜日ならびに祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 - イ 受付場所 秋田市企画調整部企画調整課
 - ウ 申請用紙 秋田市企画調整部企画調整課又は秋田市ホームページから入手のこと。
- 4 指名に関する事項
 - (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
 - (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果により、その旨を通知する。
 - (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成18年10月6日(金)午後12時に郵送する。
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
 - (1) 閲覧期間は、平成18年9月28日(木)から平成18年10月5日(木)

- までの土曜日および日曜日ならびに祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市企画調整部企画調整課
住所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市役所 2階
- 6 その他
 - (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申込書等は、返却しない。
 - (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市企画調整部企画調整課 電話 018-866-2032

秋田市公告

次のとおり公示送達がありましたので、土地収用法施行令第5条第4項の規定により公告する。
平成18年9月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 事件名
市道飯島金足線(飯島工区)道路新設工事及びこれに伴う農業用道路付替工事に係る土地収用事件
- 2 書類の名称
平成18年9月21日付け秋収委-58「裁決書」
- 3 送達を受けるべき者
住所不明
秋田県秋田市下新城笠岡字島下り7番2の土地登記簿表題部所有者欄名義人 宇佐美 久 助
- 4 公示送達に係る掲示および掲載の事実
 - (1) 掲示されている場所 秋田県掲示場(秋田県庁正面玄関前)
 - (2) 掲示を始めた年月日 平成18年9月29日
 - (3) 掲載される公報 平成18年9月29日付けの秋田県公報

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

局有地の公売について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

平成18年9月25日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

1 公売土地の表示

所在地	地目	地積
秋田市飯島川端一丁目156番4	宅地	618.19平方メートル

2 公売による帰属物件(旧下水浄化施設)

- (1) 建物(物置)
鉄骨造亜鉛メッキ鋼版葺地下一階付平屋建(一階6.73平方メートル、地下一階32.48平方メートル)
- (2) 構築物
前処理施設、反応槽施設、汚泥貯留槽、照明設備、フェンス等
- (3) 機械装置
エアレーター、エアレーター用ヒーター、粗目スクリーン、手動可搬コンテナ、ホイストクレーン、手動ゲート、揚水ポンプ、流動測定装置、流量計、操作盤2機、細目スクリーン

等

※ 公売予定価格は、帰属物件を解体撤去するための費用を差し引いております。入札の際はこのことを考慮してください。

3 入札参加者の資格

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

4 入札の場所および日時

- (1) 場所 秋田市川尻みよし町14-8
秋田市上下水道局 3階 入札室
- (2) 入札 平成18年10月25日(水) 午前10時から
(入札申込受付は午前9時から午前9時55分まで)
- (3) 開札 入札締切後直ちに開札

5 入札心得書および契約条項を示す場所

秋田市川尻みよし町14-8 秋田市上下水道局総務課

6 入札保証金

- (1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出の小切手をもって、入札金の額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。
- (2) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は局に帰属する。

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

番号	物 件 名	納 品 場 所	納 入 期 限
第18号	イオンクロマトグラフ・シアン分析装置 購入	秋田市上下水道局 水質管理センター機器分析室内	契約日から90日以内 (平成19年1月12日)

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

次のすべてを満たすこと

- ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 秋田市の指名停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成18年10月16日(月) 午前10時00分

入札の場所 秋田市川尻みよし町14-8
秋田市上下水道局 3階 入札室

入札保証金 免除

契 約 日 平成18年10月18日(水)

- 注 意 事 項
- (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 - (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
 - (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

7 入札無効に関する事項

- (1) 郵便による入札は認めないものとする。
- (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

8 売買契約の締結

落札者は、秋田市上下水道事業管理者が落札の通知を発した日から起算して7日以内に契約を締結し、売買代金を契約締結後直ちに局の発行する納入通知書により納付しなければならない。

9 公売土地の案内日時および場所

日 時 平成18年10月16日(月) 午後2時
集合場所 現 地

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成18年9月29日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成18年10月11日(水)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出すること。
- (2) 申込書の提出
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受付
申込書は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成18年9月29日(金)から平成18年10月11日(水)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
ウ 申込書・入札書・委任状等
秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成18年10月12日(水)午後1時に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成18年9月29日(金)から平成18年10月13日(金)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載。

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 申込書の提出等に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434